

## 知財アクセラレーションプログラム(IPAS)に係る 専門家登録要領

令和2年6月8日  
知財アクセラレーションプログラム事務局  
(委託元 特許庁)

### 1. 目的

革新的な技術やアイデアを基に創業するベンチャー企業においては、その技術・アイデア自体が主な財産であり、競争力の源泉となっています。このため、これら知財について権利化・ノウハウ化やライセンス・協業などの方針、体制を整備するなど、知財を成長につなげていくための「知財戦略」を構築することが重要です。

しかしながら、創業期には、知財に関する知識・ノウハウを持っていないことや、ビジネスの立ち上げに注力するあまり知財戦略の立案や権利取得にかかるリソースが不足することで、コアとなる知財が十分に保護・活用されず、技術やアイデアの流出、模倣の出現、収益化の失敗などが起こり、競争に勝つための力を失ってしまうことが課題となっています

そこで、本プログラムでは、スタートアップ支援の経験者を含む複数の専門家からなるチーム（以下、「知財メンタリングチーム」と呼びます。）を組織します。知財メンタリングチームは、5か月間のメンタリングを通じて、参加企業が事業戦略の診断・ブラッシュアップを行い、事業戦略に連動した知財戦略を構築していくことをサポートします。

つきましては、本プログラムにおいてスタートアップを支援する専門家を広く募集いたします。

### 2. 活動内容

IPAS は令和2年度でプログラムをスタートして3年目になります。これまでの活動実績は、IP BASE ウェブサイトに一部紹介しておりますので参考にしてください。

#### (1) ナレッジシェアプログラムへの参加

ビジネスの専門家、知財の専門家、及びスタートアップの経営者の交流や、相互の知見交換・経験の共有を目的とする、ナレッジシェアプログラムに任意にご参加いただけます。

#### (2) 知財戦略構築等の支援

IPAS 支援先企業に選定されたスタートアップの知財戦略構築を支援するメンター及びメンター補佐にご就任いただきます。

メンターは、登録された専門家の中から、スタートアップの課題やニーズに合う専門家にご就任いただきます(各スタートアップに対し、原則ビジネス専門家1名、知財専門家1名)。

メンター補佐は、メンターを補助する立場として、必要に応じて、若手専門家（例えば実務経験10年未満等）にご就任いただきます（若干名）。

メンター及びメンター補佐は、スタートアップに対し、対面又は必要に応じてオンラインにより、①シーズ・出口戦略等の診断、②知財調査を含む知財戦略構築サポート、③即時に権利化すべきシーズの出願戦略の立案<sup>1</sup>、④フォローアップ、の4段階で支援していただきます。

なお、IPAS2020では支援先スタートアップとして15社が選定される予定です。また、新型コロナウイルスの感染拡大の状況によっては、ナレッジシェアプログラム、メンタリング等は全てオンラインで実施する可能性があります。

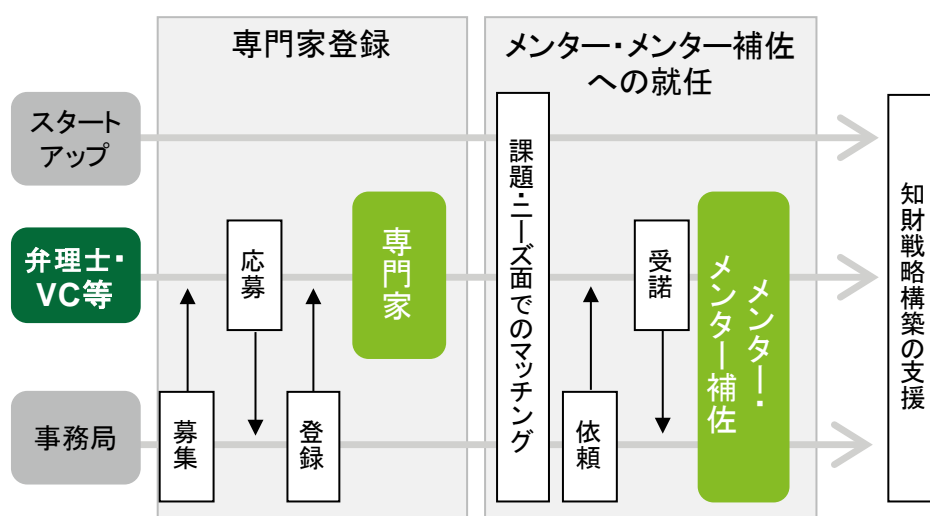


図 専門家登録及びメンター・メンター補佐<sup>2</sup>への就任の流れ

### 3. 登録対象

本プログラムでは、知財戦略構築を支援する専門家の育成、及びその専門家からなるチームによる実際の知財戦略構築を目的としているため、以下の必須要件を全て満たす、スタートアップの事業拡大支援に対して意欲のある専門家を登録対象とします。また、より効率的・効果的に本事業を推進していくうえで、保有することが望ましい条件を任意要件として設定します。任意要件に該当する実績・ノウハウ等を有する場合は、応募時にその活動実績を提示してください。

#### 【必須要件】

- (1) 高専、大学卒業以上であること
- (2) ベンチャービジネス又は知財に関する専門性を有していること

※例えば、ビジネスコンサルタント、ベンチャーキャピタリスト、アクセラレーター、

<sup>1</sup> 出願代理は含みません。

<sup>2</sup> メンター及びメンター補佐は、必要に応じて事務局を務めるデロイト トーマツの職員が就任する場合があります。

弁理士、弁護士、事業会社知財部経験者など

- (3) スタートアップへの支援の意欲があること
- (4) ナレッジシェアプログラムに積極的に参加する意欲があること
- (5) 反社会的勢力またはそれに関わるものとの関与がないこと

#### 【任意要件】

- (1) 直近5年において、リーダーシップ、プロジェクトマネジメント、フォローシップ、人間関係構築力を発揮し、指導者としての素養・力量・統率力を有していること。
- (2) 以下の分野いずれかに係る先端技術の知見・ノウハウ等を有していること。
  - ・ IT
  - ・ ものづくり
  - ・ 医療・バイオ・新素材

#### 4. 登録募集期間

2020年6月8日（月） から 2021年3月31日（水） まで

※メンター又はメンター補佐への就任を希望される場合は7月10日（金）までにご応募ください。

#### 5. 登録方法

登録フォーム（Excel形式）に従って必要事項を記入の上、登録募集期間内に提出してください。

提出書類	内容
(必須)登録フォーム (Excel形式)	必要事項をご記入いただきます。補足資料等が必要な場合は以下の関連書類をPDF形式で添付してください。
(任意)補足資料(PDF形式)	補足資料例 ・ 職務経歴書 ・ 実績・成果に関する資料・リーフレット等

提出先：9. 問い合わせ先に記載するメールアドレスまで、電子ファイルでご提出ください。郵送・FAXでは受け付けておりません。添付ファイルを含め10MBを超えないようにご配慮ください。

#### 6. スケジュール

- (1) ナレッジシェアプログラム

2020年8月～2021年2月 ナレッジシェアプログラムを実施

- (2) 知財戦略構築等の支援

2020年6月 専門家の登録受付開始

7月	専門家からメンター・メンター補佐を選定
8月～12月	メンタリングを実施
2021年3月	成果報告会

※スケジュールは、状況に応じて多少前後することがあり得ますので、予めご了承ください。

## 7. 謝金等

### (1) 謝金<sup>3</sup> (知財メンタリングチームに選定された専門家のみ)

(ア) 知財メンタリングチームとしてスタートアップへの支援に当たり、就任条件について合意いたします。

(イ) 支援に係る謝金について、メンターはメンタリングや事前準備などに要した時間1時間に対し1万円(消費税別、必要な時間は、1回のメンタリングで事前準備を含め3時間程度を想定しています)。

メンター補佐については、謝金はございません。

(ウ) 往復交通費は実費、遠方の往復交通費<sup>4</sup>は証憑書類に基づき、事務局よりお支払いします。(事後精算)

(エ) 特許及び商標、意匠、実用新案登録の出願代理業務をする場合は、事務局との委託契約の範囲外でスタートアップと個別調整していただきます。

### (2) 支援頻度

具体的な支援頻度は支援先スタートアップと相談の上決定していただきます。

## 8. 留意事項

(1) 本プログラムの内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則特許庁により公表される予定ですのであらかじめご了承ください。

(2) 本プログラムの登録者には、特許庁又は事務局が企画するイベントでの登壇等、本プログラムの情報発信等のためにご協力いただく場合がございます。

(3) 以下の場合には、登録対象外とさせていただきますのであらかじめご了承ください。

(ア) 登録希望者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合

(イ) 登録内容に不備がある場合

(ウ) 登録希望者が、登録に際して虚偽の情報を記載し、その他特許庁及び事務局に対して虚偽の申告を行った場合

(4) 登録に当たってご提供いただく個人情報を含む登録情報は、特許庁及び事務局または外部審査委員(以下、「特許庁及び事務局等」という。)にて本プログラム実施に当たって必要な範囲で共有、利用されます。また、個人情報を含む登録情報は事前の承認なく特許庁及び事務局等以外の第三者に提供することはありません。なお、本年度の事務局は有限責任監査法人トーマツになります。

<sup>3</sup> ナレッジシェアプログラムについて謝金は生じません。

<sup>4</sup> 飛行機の場合はエコノミークラス、新幹線の場合は通常指定席特急券の費用を実費分お支払いします。

- (5) 専門家は広く募集・登録しますが、必ずしもすべての方にメンターにご就任いただくわけではありませんので、予めご了承ください。また、専門家の選定結果についてのお問い合わせについては応じられません。
- (6) スタートアップへ支援を実施するのに不適切であると特許庁及び事務局が判断した場合には、支援を途中で終了する場合がありますのでご注意ください。
- (7) 支援先スタートアップに関して、特許庁及び事務局等が、支援先スタートアップの事業計画等について、一切の保証を行うものではありません。
- (8) 本プログラムに登録された専門家は次年度以降も登録状態が継続され、登録情報は当該年度の知財アクセラレーションプログラム事務局（場合によっては特許庁）に引き継がれます<sup>5</sup>。登録内容を修正する場合や登録解除を希望される場合は、修正・希望をされた時点での知財アクセラレーションプログラム事務局まで御連絡ください。

## 9. 問い合わせ先

本募集に関するお問合せは、下記までお願いします。

〒100-8360 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング  
知財アクセラレーションプログラム(IPAS)事務局（有限責任監査法人トーマツ 内）

担当 中條 露子、中川瑞貴

TEL 03-6213-1251

メール ipas-office@tohatsu.co.jp

---

<sup>5</sup> 次年度以降も本プログラムが継続するかは確定しておりません。